

[〇〇〇〇祭り]

火災予防上必要な業務に関する計画（例）

〇〇〇〇祭り実行委員会	委員長	〇〇	〇〇
〇〇〇〇祭り実行委員会	防火担当者	〇〇	〇〇

〔〇〇〇〇祭り〕火災予防上必要な業務に関する計画

平成 年 月 日

主催する者（〇〇〇〇祭り実行委員会 委員長 〇〇〇〇）、防火担当者（〇〇〇〇祭り実行委員会 防火担当者 〇〇〇〇）は、火災予防上必要な業務に関する計画を次のとおり定め、関係者は、この計画に従い火災予防上必要な計画・運営・業務に努めるものとする。

1 防火担当者の選任及び防火安全対策の構築について

主催する者は、イベント等において防火に関し管理・監督的立場にある者を「防火担当者」として選任し、防火安全対策の徹底を図る仕組みを構築するものとする。

2 火災予防業務実施体制について

- (1) 催し内容 別紙（パンフレット等による実施内容）
- (2) 火災予防業務実施者数等 主催者側の参加人員 〇〇名
- (3) 管理運営体制

実行委員会本部、会場安全管理執行部及び屋台、露店等の責任者等は協力、連携し、火災予防に関する業務を行う。

ア 実行委員会本部 電話（ — — ）

- ・ 本部長 〇〇〇〇 電話（ — — ）
- ・ 防火担当者 〇〇〇〇 電話（ — — ）
- ・ 露店業者等代表者 〇〇〇〇 電話（ — — ）
- ・ 警備会社責任者 〇〇〇〇 電話（ — — ）

【業務内容等】

- ① 会場全体の火災予防に関する業務を行う。
- ② 会場内の防火に関する巡回監視及び避難経路等を適正に確保する担当者を配置する。
- ③ 必要に応じ消防機関への情報提供を行う。
- ④ その他

イ 会場安全管理執行部 電話（ — — ）

- ・ 防火に関する巡回監視 〇〇名 代表者 〇〇〇〇 電話（ — — ）
- ・ 交通整理等の安全管理 〇〇名 代表者 〇〇〇〇 電話（ — — ）
- ・ その他の安全管理 〇〇名 代表者 〇〇〇〇 電話（ — — ）

【業務内容等】

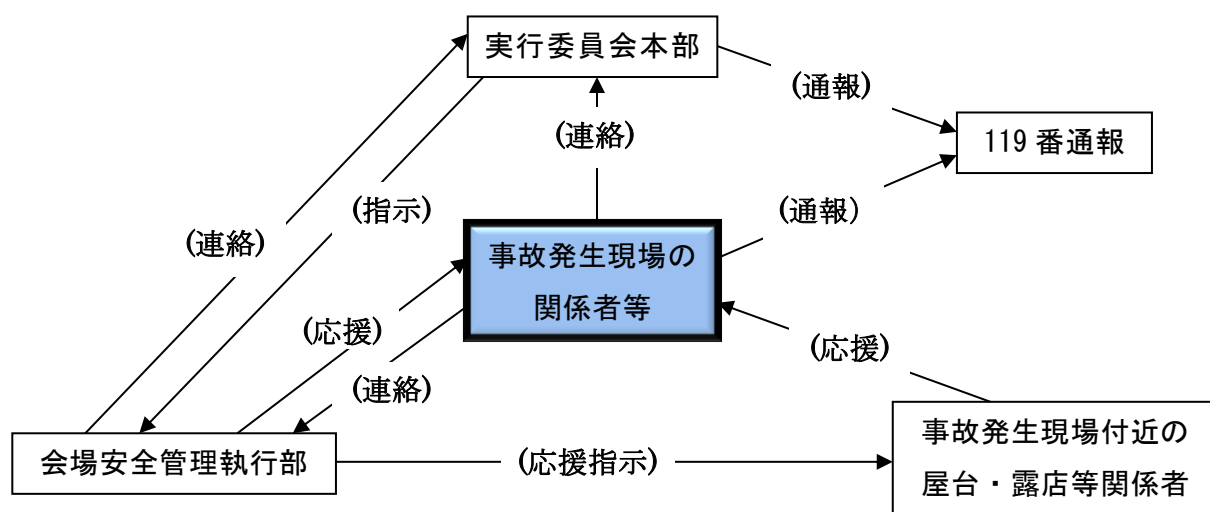
- ① 各担当業務を行うとともに、屋台、露店等の火災予防に関する指導を行う。
- ② 実行委員会本部への状況報告を行う。
- ③ 消防隊、救急隊の誘導を行う。
- ④ その他

ウ 屋台、露店等の責任者等

【業務内容等】

- ① 各屋台、露店等の火災予防に関する業務を行う。
- ② 関係者の火災予防に関する指導を行う。
- ③ 「自主点検票」(別添〇〇)により安全確認を行い、催しを主催する者に当該点検票を提出する。
- ④ その他

(4) 事故発生時の連絡体制



3 火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具（以下「対象火気器具等」(※1) という。)について

(※1) 対象火気器具とは、コンロ等の調理器具、発電機、暖房器具等をいう。

- (1) 対象火気器具等の取扱いに関しては、安全な場所に設置し、熊本市火災予防条例等を遵守した取扱いを行う。また、「自主点検票」(別添〇〇)による現場確認を行う。
- (2) 会場内の電源は送電電気(※2)を使用する。(送電電気がない場合は、携帯発電機を使用する。)

(※2) 送電電気とは、電力会社の商業電源又はディーゼル発電機からの送電をいう。

- (3) 対象火気器具等を使用する屋台、露店等及び対象火気器具等の配置は、別図〇〇のとおり。

4 危険物について

- (1) 会場への危険物の持ち込みは、必要最小限とし消防法令及び熊本市火災予防条例の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を遵守する。また、「自主点検票」(別添〇〇)による現場確認を行う。
- (2) 危険物、LPGを貯蔵・取扱う屋台、露店等の配置及び危険物の品名は、別図〇〇、別表〇〇のとおり。

- (3) 燃料（予備を含む）の保管は、必要最小限度とし、保管・取扱い場所は観客等から十分に安全な距離を取る。

5 対象火気器具等を使用する露店、屋台等と観客席の配置について

- (1) 露店、屋台等、客席の全体配置は、火災予防上安全な配置とするとともに、観客等の適正な避難通路を確保する。
- (2) 露店、屋台等と観客等の間に通路を確保し、客席は対象火気器具等から離すなど火災予防上安全な配置とする。
- (3) 客席には、適正な避難通路を設ける。
- (4) 露店、屋台等の設営は、「自主点検票」（別添〇〇）による現場確認を行う。
- (5) 露店、屋台等、客席の配置及び避難通路は、別図〇〇のとおり。

6 消火準備について

- (1) 会場内で対象火気器具等を使用する場合は、使用する場所ごとに消火器を適正に設置する。
- (2) 消火器、その他消火設備等は、「自主点検票」（別添〇〇）による現場確認を行う。
- (3) 消火器その他消火設備等の配置は、別図〇〇のとおり。

7 消火活動、通報連絡、避難誘導、救護活動について

- (1) 通報連絡・避難誘導・救護活動は、次のように実施する。
 - ア 実行委員会本部、会場安全管理執行部、屋台・露店等の関係者
 - (ア) 火災の発生を周囲に大声で知らせ 119 通報する。
 - (イ) 通報内容（例）は「火事です。〇〇祭り会場の〇〇町〇丁目〇〇ビル前です。〇〇が燃えています。怪我人は〇〇名です。」
 - (ウ) いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
 - (エ) 逃げ遅れの者がいないかの確認をする。
 - (オ) 負傷者等の救護を適切に実施する。
 - (カ) 定められた避難通路等に（放送設備・拡声器等を使用し）観客等を安全に誘導する。
 - (キ) 屋台、露店等の責任者及び会場安全管理執行部関係者は実行委員会本部に事故状況を連絡する。
 - (ク) その他
- (2) 消火活動等は次のように実施する。
 - ア 実行委員会本部、会場安全管理執行部、屋台・露店等の関係者
 - (ア) 火災発見者は、大声で皆に知らせる。
 - (イ) 消火器、叩き消し、水バケツ、水道ホース等を使用する。
 - (ウ) 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
 - (エ) その他

イ 実行委員会本部、会場安全管理執行部

(ア) 消防・救急車両、消防隊員等を誘導する。

(イ) 消防隊員等に、出火場所、危険物品等状況、負傷者の有無、避難状況等消火活動上必要な情報を伝える。

(ウ) 消防・救急車両が進入できるよう観客及び道路等の雑品等の整理を行う。

ウ 実行委員会本部

(ア) 事故状況等の必要な情報を収集し消防機関に伝える。

(3) 実行委員会本部、救護場所、イベント会場、避難経路、避難誘導員の配置、緊急車両等の進入経路は、別図〇〇のとおり。

8 その他火災予防上必要な業務について

(1) 催し会場に出店する屋台、露店等の代表者は「自主点検票」(別添〇〇)で現地確認を行い主催する者に提出する。

(2) 熊本市火災予防条例第45条各号の行為を併せて行う場合は、各届出を管轄消防署に提出する。

(3) その他

ア 消防法、道路法、河川法等の関係法令を遵守する。

イ イベントの規模、状況等により警察、施設管理者(公園・道路・河川等)の関係機関と事前に協議する。

9 添付資料

(1) 催しのタイムスケジュール 別表〇〇

(2) 会場全体配置図(実行委員会本部、救護場所、イベント会場、避難通路、避難場所、避難誘導員の配置、放送設備(拡声器等)、緊急車両等の進入経路及び周囲の消火栓・防火水槽等の水利位置を記載する。) 別図〇〇

(3) 屋台、露店等の配置図(屋台、露店等の配置、消火器の配置、対象火気器具等、危険物、LPGの配置、設置状況を記載する。) 別図〇〇

(4) 屋台、露店等の一覧表(代表者、業態、対象火気器具等、危険物(品名を記載)、LPGの有無を記載する。) 別表〇〇